

公告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年4月13日

広島県知事 横田 美香

1 事業概要等

(1) 事業名

令和8年度広島県警察交番・駐在所整備事業

(2) 事業の内容

交番・駐在所は、地域住民の安全を守る警察活動の拠点であり、災害発生時においても、被害情報の収集や対策、指示の拠点となるなど、安全・安心を実現するためには欠かせない施設である。

一方で、県警察が保有している交番・駐在所のうち、半数以上が既に耐用年数を経過していることから、地域の治安を維持していくため、老朽化した施設の計画的な建替整備を行うものである。

なお、事業者が行う事業範囲の概要は次のとおりとし、事業範囲の詳細及び事業の仕様等は「要求水準書」による。

ア 既存建築物の解体撤去設計及び新築建物の実設計（各種申請等業務を含む）

イ 既存建築物解体撤去工事及び新築工事一式（外構工事を含む）

(3) 事業の場所

	施設名	所在地	工事内容
1	福山東警察署蔵王交番	福山市南蔵王町二丁目 304	既存交番解体工事 交番等新築工事
2	呉警察署本通六丁目交番	呉市本通六丁目 6-7	既存交番等解体工事 交番等新築工事
3	竹原警察署吉名駐在所	竹原市吉名町郷 1-8	既存駐在所等解体工事 駐在所等新築工事
4	三原警察署下徳良駐在所	三原市大和町大字下徳良字市場 2185-1	既存駐在所等解体工事
		三原市大和町大字下徳良字市場 2185-1	駐在所等新築工事
5	江田島警察署三高駐在所	江田島市沖美町三吉 575-2	既存駐在所等解体工事
		江田島市沖美町三吉 2777-1 の一部	駐在所等新築工事

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年12月24日まで

なお、履行期間は、優先交渉権者が提案した工期短縮期間を参考に協議の上、変更することがある。

(5) 参考額

249.3百万円（税抜き）

(6) 電子契約

対象（別記「電子契約に関する事項」による。）

(7) その他

機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項の適用あり（別記「機密情報の取扱いに関する事項」による。）

2 参加資格等（公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格）

本件は、設計及び工事を行う事業であり、設計及び工事を自ら行う（以下、「単独実施」という。）者が参加することができる。また、入札参加者より委託され設計業務を行う者（以下、「設計受託者」という。）との共同による事業実施（以下、「共同による事業実施」という。）を予定している者の参加も認める。

(1) 共通事項

次の要件を満たしていること。

ア 本事業の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱 2 (1) に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、県発注工事における下請負の制限基準 2 に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱 2 に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成 8 年 1 月 1 日施行。以下「低入札要綱」という。）第 10 条第 2 項第 2 号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。

イ 本事業の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（本件プロポーザルに参加し、又は本件事業の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

ウ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

オ 本事業の有識者会議の委員又は委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(2) 技術要件等

2 (1) 共通事項に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
ア 令和 7・8 年度広島県建設工事等入札参加資格	(ア) 認定が必要な業種	建築一式工事
	(イ) 格付等級	A 又は B
イ 営業所（建設業法第 3 条第 1 項）の所在地	県内に営業所を有する。	
ウ 年間平均完成工事高	2 (2) ア(ア)に定める業種について 1 (5) に掲げる参考価格以上	
エ 特定建設業許可の要否	必要	
オ 一級又は二級建築士事務所（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条）の登録	必要	
技術要件		
カ 元請施工実績等		
種類（及び規模）	① 単独実施の場合	

	<p>木造による建築一式工事の新築工事で、次に示す工事の元請施工実績を有すること（国、地方公共団体が発注した公共工事又は民間工事での実績）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階数が2以上又は延床面積が200㎡を超える新築工事で、令和7年4月1日から令和8年4月12日までの間に完成検査を受け又は完成し引き渡しているものが2棟以上（元請施工実績が設計施工一括方式による建築一式工事に限る） <p>② 共同による事業実施の場合 〔建築工事を施工する者〕</p> <p>木造による建築一式工事の新築工事で、次に示す工事の元請施工実績を有すること（国、地方公共団体が発注した公共工事又は民間工事での実績）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階数が2以上又は延床面積が200㎡を超える新築工事で、令和7年4月1日から令和8年4月12日までの間に完成検査を受け又は完成し引き渡しているものが2棟以上 <p>〔設計受託者〕</p> <p>(1) 技術要件以外の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7・8年度広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格を有し、「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門の認定を受けており、格付等級がA又はBであるもの ・県内に営業所を有するもの <p>(2) 技術要件</p> <p>木造による建築一式工事の新築工事で、次に示す実施設計の実績を有すること（国、地方公共団体が発注した公共工事又は民間工事での実績）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階数が2以上又は延床面積が200㎡を超えるもの
キ 配置予定技術者（設計業務）	
(7) 専任配置の要否	不要
(4) 照査技術者	不要
(9) 資格等	<p>（管理技術者）</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者であること。</p> <p>設計業務の技術者は、発注者が当該設計による施工を承諾するまでの期間、従事できる者であること。</p> <p>共同による事業実施の場合は、元請業者が管理技術者を配置しなければならない。</p>
(5) 経験	—
ク 配置予定技術者（建築工事）	
(7) 専任配置の要否	必要
(4) 資格等	<p>建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、建築一式工事の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級建築士又は1級建築施工管理技士）で監理技術者の資格を有する者</p> <p>それ以外の場合は、建築一式工事の業種について建設業法第7条第2号ハに該当する者（1級若しくは2級建築士又は1級若しくは2級建築施工管理技士に限る。）</p> <p>建築工事の技術者は、工事着手から全ての工事現場の施工が完了し、検査に合格するまでの期間、配置できるものであること。</p>
(9) 経験	<p>木造による建築一式工事の新築工事で、階数が2以上又は延床面積が200㎡を超えるものの工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。</p>

(エ) 建設業法第 26 条 第 3 項第 2 号の 適用	認めない。
-------------------------------------	-------

- (注) 1 ウはアの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
- 2 カ、クが特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率 20%以上のものに限る。
- 3 アは、この公告の日において「建築一式工事」の業種に係る令和 7・8 年度広島県建設工事等入札参加資格に認定されていない者であっても、技術提案書の提出期限までに令和 7 年 3 月 13 日付け広島県告示第 248 号の定めに従って当該入札参加資格の認定を受けることを条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。(入札参加資格の認定を受けていない者は、技術提案書の提出期限(6月1日)までに認定を受けること。なお、入札参加資格の認定を受けていない者の認定申請は、この公告の日から受付を行う。)
- 4 カ②の共同による事業実施の場合における設計受託者は、この公告の日において「建築一般」の部門に係る令和 7・8 年度測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格に認定されていない者であっても、技術提案書提出期限までに令和 7 年 3 月 13 日付け広島県告示第 249 号の定めに従って当該入札参加資格の認定を受けることを条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。(入札参加資格の認定を受けていない者は、技術提案書の提出期限(6月1日)までに認定を受けること。なお、入札参加資格の認定を受けていない者の認定申請は、この公告の日から受付を行う。)
- (3) 建築工事における配置技術者は、設計業務における管理技術者(以下、「管理技術者」という。)と兼ねることができる。
- (4) 設計受託者は、複数の当該公募型プロポーザル参加者の受託先として予定されていないこと。
- (5) 設計受託者は、本事業の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 共同による事業実施の場合は、公募型プロポーザル参加資格確認を申請する際に、設計受託者が作成した設計業務に関する見積書(以下、「見積書」という。)を提出すること。落札決定後、見積書に記載の金額以上を受託費として、設計受託者と適切に契約を締結すること。見積額以上で締結しない場合には、指名除外等の必要な措置を講ずることがある。
- (7) 設計受託者の倒産等やむを得ない理由により業務の履行が不可能になった場合を除き、設計受託者の変更は認めない。
- 3 建築工事における配置予定技術者及び現場代理人の取扱い
- (1) 配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有するものであること。
- (2) 配置予定技術者は、この公募型プロポーザル参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係)を有している者であること。
- (3) 現場代理人は、公募型プロポーザル参加者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (4) 現場代理人は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないとすることができる(令和 8 年度広島県警察交番・駐在所整備事業に係る建設工事請負契約約款(設計施工一括発注方式)(以下、「約款」という。)第 14 条第 3 項及び要求水準書に記載のとおり)。
- (5) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。なお、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」(様式第 10 号)を提出する時に配置予定技術者を特定できない

場合には、複数の候補者（3人を限度とする。また、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者を同一としない場合は、それぞれ3人を限度とする。）を記入することができる。

- (6) 「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」（様式第10号）については、公募型プロポーザル参加資格確認申請書に添付すること。なお、提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。
- (7) 手持ち工事の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。
- (8) 事業の実施に当たって、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限る。
- (9) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出日において建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者（当該事項に関して必要な変更届を、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。））の配置は認めない。

4 建築工事における配置技術者の兼務等について

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本事業に係る主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

- (1) 本事業が建設業法第26条第2項に該当する場合、配置技術者は監理技術者として専任で配置すること。
- (2) 本事業における配置技術者は次の要件を満たすこと。
 - ア 他の工事の技術者として配置されていないこと。
 - イ 他の工事の現場代理人として配置されていないこと。

5 日程

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1) 公告、要求水準書及び公募型プロポーザル説明書の閲覧及び交付	令和8年4月13日から 令和8年4月27日までの毎日 午前9時から午後4時30分まで	広島県ホームページにおいて閲覧及び交付する。 要求水準書は希望者にのみ交付する。
(2) 要求水準書に係る質問	令和8年4月13日から 令和8年5月13日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	広島県土木建築局営繕課（広島市中区基町10-52）に書面を持参又は郵便等で提出
(3) 公募型プロポーザル参加資格に係る質問	令和8年4月13日から 令和8年4月17日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	(2)と同じ。
(4) 要求水準書に係る質問に対する回答	—	公募型プロポーザル参加希望者に対し回答する。
(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出	令和8年4月13日から 令和8年4月27日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	(2)と同じ。

(6)技術提案書の提出	令和8年5月25日から 令和8年6月1日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	(2)と同じ。
(7)技術提案書のヒアリング予定日	令和8年6月10日（予定）	別途通知
(8)優先交渉者の通知	令和8年6月22日（予定）	郵便等

(注) ※ 休日とは、広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。

6 公募型プロポーザルの手続き等

公募型プロポーザルの手続きは、「公募型プロポーザル説明書」による。

7 公募型プロポーザル参加資格確認書類の提出

(1) 公募型プロポーザル参加希望者は、提出期限の日までに、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下、「参加資格確認申請書」という。）（様式第1号）を、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）により提出しなければならない。

(2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。

(3) この公告の日において「建築一式工事」の業種に係る令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格（共同による事業実施の場合における設計受託者においては「建築一般」の部門に係る令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格）の認定を受けていない場合は、入札参加資格審査に必要な書類を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を添付した申請書を、「15 問い合わせ先（広島県土木建築局営繕課）」に提出すること（認定申請の受付はこの公告の日から行う）。

提出書類を審査したうえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行う。

なお、技術提案書提出期限までに、当該入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポーザルへの参加資格要件はないものとする。

・記入要領等不明な点がある場合の問い合わせ先

広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ（082-513-3821）

・県HP：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

(4) 公募型プロポーザル参加希望者は、公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次の必要な書類を参加資格確認申請書に添付しなければならない。

ア 特定建設業の許可を証明する書類

イ 一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を証明する書類

ウ 本事業の設計業務を担当する予定の管理技術者の資格証の写し

エ 本事業の建築工事を担当する予定の監理（主任）技術者の資格者証の写し

オ 共同による事業実施により参加する場合は、設計受託者が作成した設計業務に関する見積書

カ 企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書（様式第10号）

<p>企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書 (様式第10号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日には、現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入すること（対象となる年度の県建設工事等入札参加資格者名簿で、公告において求めている年間平均完成工事高の条件を満たしていることが判断できる場合は、経営事項審査の総合評定値通知書の添付は不要。） ・複数の技術者を記入する場合は、様式第10号を複写して添付すること。 ・添付資料は、住所及び個人が特定できる項目を復元できない程度にマスキングを施すこと。 <p><単独実施又は共同による事業実施の場合で建築工事を施工する者の企業の施工実績の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名は、完了検査を終了し又は完成し引渡している工事について記載すること。 ・工事内容は、公告に記載した技術要件の施工実績が確認できるよう、明確に記載すること。 ・「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。コリンズだけで施工実績が確認できる場合は、登録内容確認書の添付は不要とする。 ・「コリンズの登録が無の場合」又は「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 <p><共同による事業実施の場合で設計受託者の企業の業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務名は、完了検査を終了している業務について記載すること。 ・業務内容は、公告に記載した技術要件の業務実績の実績が確認できるよう、明確に記載すること。 ・「テクリス（パブディス）への登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。テクリス（パブディス）だけで業務実績が確認できる場合は、登録内容確認書の添付は不要とする。 ・「テクリス（パブディス）の登録が無の場合」又は「テクリス（パブディス）だけでは経験業務の内容が確認できない場合」は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 <p><技術者の経験工事の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の経験工事の概要の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を「添付資料・補足事項」欄に記入すること。ただし、配置予定技術者の工事経験が要件とされていない工事にあつては、この欄の記入は不要である。 ・監理技術者を配置する工事にあつては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ。）を添付すること。 ・主任技術者を配置する工事にあつては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）。 ・他の工事現場に現場代理人として配置している者（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託を除く。）を配置予定技術者とする場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付すること。 ・配置予定技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（最新の住民税特別徴収税額通知書の写し、最新の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも雇用関係の確認に必要な項目については復元できない程度にマスキングを施すこと））を添付すること。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りではない。なお、専任配置を要する工事にあつては恒常的な雇用関係（3か月以上）が必要であり、上記のうち恒常的な雇用関係が確認できるものを添付すること。 ・配置予定技術者の経験は、原則として工事の全期間（次に定める期間を除く。）従事している場合に認めることとし、準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）の場合は、「下請けを指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること（低入札要綱第10条へ記載の「低入札技術者」としての工事経験は認めていない。）。 <li style="margin-left: 20px;">(ア) 工期の始期から現場施工に着手するまでの期間 <li style="margin-left: 20px;">(イ) 工事を全面的に一時中止している期間 <li style="margin-left: 20px;">(ウ) 工事完成通知の提出以降、引渡しを受けるまでの期間 <p><技術者の他の工事の従事状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは他の工事の内容が確認できない場合は、契約書の写し（工期が確認できるもので可）を添付し、資料名を「添付資料・補足事項」欄に記入すること。
---	---

	<p>・工場製作期間と現場施工期間で別の技術者を配置する場合等で、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出日時点で他の工事に従事している者を配置予定技術者とする場合は、当該工事を受注した場合の施工計画等を明記したうえで、建設業法及び当該工事に係る兼務制限等の条件に反する施工体制を取らないことを誓約した書面（任意様式）を添付すること。</p>
--	--

8 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

- (1) 優先交渉権者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この事業の請負契約を締結せず、また、指名除外の対象とする。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から5日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

9 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記《対象建設工事の定義》参照）を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付（書面の交付に代えて、電子契約システムにより提供する場合を含む）して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号）第7条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付（電子契約システムにより、これに代わる措置を講ずる場合を含む）しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日（広島県の休日定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

10 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

11 営業所の稼働実態の調査

- （1） 次の者については、契約締結時までに営業所の稼働実態の調査に関する事務処理要領に定める資料を提出しなければならない。ただし、県が調査の必要がないと認める場合は、この限りでない。

・営業所の稼働実態について調査の必要があるため県が資料の提出を別途依頼した落札者

- （2） （1）の提出資料を確認した結果、専任技術者の常勤を確認できないなど当該営業所の稼働実態に疑義があると認められる場合には、必要に応じて追加資料の提出請求や営業所の現地調査等の追加調査を実施することがある。

- （3） （1）（2）の調査によって、営業所の稼働実態を確認できない場合には、建設業許可行政庁へ通報する。その結果、監督処分等が行われた場合には、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

12 事業着手日

事業着手日は、契約締結日の翌日とする。

13 中間前金払と部分払の選択

- （1） 中間前金払の対象となる事業における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれか

の請求書を提出することで行う。

(2) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款第45条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、建設工事請負契約約款第46条第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。

(3) 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、建設工事請負契約約款第42条第3項及び第4項は適用しない。

ただし、当該事業が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求することができる。

(4) その他中間前金払に関することについては、広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

14 部分払の回数

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月1回を超えることができない。

なお、2以上の会計年度にわたる継続事業に関する部分払の回数は、当該会計年度の出来高予定額に応じて定める。

請負代金額	部分払の回数
1,000万円未満	1回
1,000万円以上5,000万円未満	2回
5,000万円以上1億円未満	3回
1億円以上	4回

15 社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この事業の建築工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

16 下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

(1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者の指定する期間内（原則30日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められなかったとき又は受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。

受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

イ 社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。

当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

17 契約保証金の納付について

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の10分の1以上。）を契約締結の日（契約の締結に議会の議決が必要な工事においては、広島県議会の議決の日）までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）。

なお、納付等の取扱いは次の表のとおりであるが、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による

保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のもののほか、「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱

区 分	取扱機関等	県への提出書類等
契約保証金の納付	県の発注機関 (契約担当課)	①納記 ②納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	県の発注機関 (契約担当課)	利付国債及び納記
金融機関等の保証	金融機関等	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書（電磁的方法による提出の場合は電子証書を閲覧するための契約情報および認証情報） ※ 保証債務履行の請求期限を、保証期間経過後、6か月以上確保すること
公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）	保険会社	保険会社が交付する公共工事履行保証証券（電磁的方法による提出の場合は電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報又は電磁的記録により発行された証券）
履行保証保険契約の締結	保険会社	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券（電磁的方法による提出の場合は電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報又は電磁的記録により発行された証券）

※ 「金融機関等」とは、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）をいう。

※ 「銀行等」とは、銀行又は県が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

※ 「納記」とは、広島県会計規則（昭和39年規則第29号）別記様式第36号の4をいう。

※ 「電磁的方法」とは、保証証書又は証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その

他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

18 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 公告後、契約締結（県議会の議決を必要とする事業にあつては、議決により本契約となったとき。）までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、公募を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、公募型プロポーザル参加者が契約又は準備のために要した費用、損害等については、公募型プロポーザル参加者の負担とする。
- (4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務
公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 受注者は、発注者からの指示が無い限り、技術提案書の記入事項について原則として全て履行しなければならない。また、技術提案に記入された内容は、契約後に提出する業務計画書及び施工計画書に反映させるものとする。
- (6) 本事業の工事については、県が直接工事監理を行う。

19 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

担当課 広島県土木建築局営繕課（広島県庁舎北館 1 階） 電話（082）513-2311

契約担当課 広島県土木建築局都市計画課（広島県庁舎北館 5 階） 電話（082）513-4112

電子契約に関する事項（建設工事）

本件は、電子契約対象案件であり、その手続きは広島県電子契約実施要領に従って行う。

1 電子契約意向確認書

落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方決定）の日の翌日（広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌開庁日）までに、「電子契約意向確認書」を電子メール、FAX等により提出するものとする。なお、電子契約を希望しない場合においても、提出すること。

2 契約手続きに係る書類の提出

電子契約の場合、契約手続きに係る書類は次のとおり提出する。

（1）契約保証金の納付に係る書類

契約保証金の納付を要する場合、次のとおり必要な書類を提出する。

区 分	提出方法
契約保証金の納付	納記（広島県会計規則別記様式第36号の4。以下「納記」という。）を持参又は郵送により提出。納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	利付国債及び納記を持参又は郵送により提出
金融機関等の保証	○電子証書等の場合 電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報（PDFファイル又はWORDファイル）を電子契約システムにより提出
公共工事履行保証証券による保証	○PDF発行証券の場合 保険会社が電磁的記録により発行する保険証券等（PDFファイル）を電子メールにより提出（契約担当課のメールアドレスに加え、送信先のCC欄に保険会社から指定されたメールアドレスを入力）
履行保証保険契約の締結	○紙の保証書等の場合 保証書等の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出の上、原本を契約予定日までに持参又は郵送

（2）その他契約手続きに係る書類

次に掲げる書類の提出を要する場合、電子契約システムにより提出する。

- ・ 免税事業者である旨の届出
- ・ 経営事項審査の総合評価値通知書の写し
- ・ 建設リサイクル法関係書面（※）
- ・ 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
- ・ 営業所の稼働実態の調査に関する資料
- ・ 完成後の調査に関する誓約書

（※）電子契約システムのデータ送受信機能により提出し、電話等により工事担当課に対し内容の説明を行う。

機密情報の取扱いに関する事項（建設工事）

本件は、機密情報の取扱いを伴う工事であり、その取扱いは次のとおりとする。

1 工事实施上の留意事項

- (1) 本件工事を行うため機密情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、機密情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) この契約による事務処理に当たっては、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。
- (3) 発注者から受注者に提供する情報及び本件工事において受注者が収集した情報について、目的外使用を禁止する。
- (4) 受注者において、情報セキュリティに対する意識の向上及び情報の漏えい等の防止のため、従業員等に対し適切な教育を行わなければならない。
- (5) 受注者は、工期中及び工事目的物の引渡し後も、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。
- (6) 個人情報を取り扱う場合は、この契約による事務処理に当たって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定を遵守しなければならない。また個人情報保護法第66条第2項第1号に基づく安全管理措置を講じる必要がある。
- (7) 個人情報保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報保護法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合がある。

2 機密データの保存等に関する申出書

本件工事の実施に当たって、機密情報が含まれた電磁的記録を取り扱う場合には、次のとおり、別記様式「機密データの保存等に関する申出書」（以下「申出書」という。）を提出すること。

(1) 提出方法等

ア 電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに申出書を添付すること。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合は、書面により提出すること（両方での提出は認めない。）。

イ 書面によらない場合は、Microsoft Excel、Microsoft Word 又は Adobe Acrobat Reader で閲覧・印刷可能なものとする。

ウ 書面により入札に参加する者は、書面により申出書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

(ア) 提出者の商号又は名称

(イ) 誓約書、工事費内訳書及び申出書が在申している旨

(ウ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

エ 上記により難しい場合は、別に定める。

オ 共同企業体の場合は、申出書を構成員ごとに作成すること。

カ 随意契約においては、見積書を提出する際に提出すること。

(2) 未提出及び不備

ア 申出書を入札時に提出していない場合又は申出書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に申出書の提出がない場合は、失格とし、落札者としめないものとする。また、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

イ 随意契約においては、申出書を見積書提出時に提出していない場合又は申出書に不備があった場合、発注者が指定した提出期限内に提出すること。発注者が指定した提出期限内に申出書の提出がない場合は、契約の相手方としめないものとする。また、当該相手方に対し指名除外措置を行うことがある。

機密データの保存等に関する申出書

令和 年 月 日

(住所)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

今回の入札等の結果により、広島県知事から請負予定の工事に関して、機密データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク、自社サーバ、レンタルサーバ、クラウドストレージ（複数該当する場合は、複数記載）	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	<input type="checkbox"/> 日本国内のみ <input type="checkbox"/> 日本国外（全部又は一部） （国名： ）
3 機密データの利用・保存先として、オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 （サービス名称： ） <input type="checkbox"/> 無
4 生成A I の利用予定の有無 ※ 本工事の機密データの取扱いについて、生成A I 又は生成A I を利用したサービスでの利用予定の有無を回答してください。また、有とした場合には利用する生成A I のサービス名を記載してください。	<input type="checkbox"/> 有 （サービス名称： ） <input type="checkbox"/> 無
5 下請等の有無 ※ 今回請負予定の工事に関して機密データの取扱いを第三者に委任し、又は請け負わせる予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたり委任し、請け負わせる場合を含みます。）。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【注記事項】

- この申出の内容は、入札等の結果に影響しませんが、機密データの保存等の状況により安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 入札等の結果に基づき契約の相手方となった場合、契約時に別途「機密データの保存等に関する届出書」により、クラウドサービス及び生成A I の利用状況の詳細を届け出る必要があります（下請先等がある場合には、下請先等についても個別に届出書の提出が必要となります。）。

機 密 情 報 取 扱 特 記 事 項

第 1 章 基本的事項

(機密情報)

第 1 受注者は、この契約による工事（以下「工事」という。）を行うに当たっては、提供方法及び媒体を問わず、本件工事を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び本契約後に公になった情報を除く。以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、工事に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第 3 受注者は、機密情報を本件工事の実施のために必要な範囲において利用できるものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は加工)

第 4 受注者は、発注者が禁止している場合を除き、本件工事の実施のために必要な範囲において機密情報を複製又は加工することができるものとし、複製又は加工により生じた情報についても本契約に基づく機密情報として取り扱うものとする。

(安全管理措置)

第 5 受注者は、機密情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第 6 受注者は、工事に従事している者（正社員のほか、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、工事を行うために取り扱う機密情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育の実施)

第 7 受注者は、機密情報の情報セキュリティに対する意識の向上及び漏えい等の防止のため、従事者に対し適切な教育及び研修を行わなければならない。

(機密情報の持ち出しの禁止)

第 8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、機密情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(下請等に当たっての留意事項)

第 9 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含む。以下「下請等」という。）る場合には、下請等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知すると

もに、この契約に基づく機密情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(下請等に係る連帯責任)

第10 受注者は、下請等の相手方の行為について、下請等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(下請等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、下請等に付する場合には、下請等に付する工事又は業務における機密情報の適正な取扱いを確保するため、下請等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(機密情報の返還、消去又は廃棄)

第12 受注者は、機密情報及び機密情報が記録された媒体等について、工事目的物の引渡し後(建設業法施行規則(以下、「規則」という。)第二十六条第五項に定める図書については、規則第二十八条第二項に定める保存期間経過後)に、発注者の指定した方法により、直ちに返還、消去又は廃棄しなければならない。また、発注者から求められた場合にはその状況を報告しなければならない。工事目的物の引渡し後、返還、消去又は廃棄するまでの間における機密情報の取扱いについては、本特記事項を遵守するものとする。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、工事を行うために取り扱う機密情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。また、機密情報の適切な管理を確保するため必要と認められる場合には、受注者に対し必要な指示を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、工事に関し機密情報の漏えい等若しくは機密情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(下請等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第17 本特記事項の効力は本件工事に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第2(秘密の保持)、第12(機密情報の返還、消去又は廃棄)、第14(漏えい等の発生時における報告)及び第16(損害賠償)の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第18 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

第2章 個人情報の取扱いに係る特約

(趣旨)

第1 本件工事を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得又は作成した機密

情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱うとともに、本特記事項第1章の規定に加えて、本章の規定を遵守しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第2 受注者は、工事を行うに当たっては、個人情報保護法に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（取得の制限）

第3 受注者が工事を行うに当たって個人情報を取得する場合には、工事を行うために必要な範囲として発注者が指定した範囲を超えて、個人情報の取得及び保有を行ってはならない。

（利用目的の明示）

第4 受注者が工事を行うに当たって本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、発注者の指示に従い、個人情報保護法第62条に規定する利用目的の明示等の必要な措置を行うものとする。

（安全管理措置）

第5 受注者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に従い、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第6 受注者は、個人情報取扱作業責任者及び従事者に対して、個人情報の保護及び個人情報取扱業務の適切な遂行のために必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（下請等）

第7 受注者は、下請等に付する場合には、下請等の相手方に対し、本章の規定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとし、下請等の相手方の行為について、下請等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、受注者が工事を行うに当たって、機密情報取扱特記事項第1章第1に規定する「機密情報」が含まれた電磁的記録を取り扱う場合の特則を定めるものであり、受注者は、機密情報取扱特記事項と合わせて本特記事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、工事を行うに当たっては、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(安全管理措置)

第3 受注者は、機密情報を含む電磁的記録（以下「機密データ」という。）の取扱いに当たっては、機密データの漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等の防止のために、必要かつ適正な管理（以下「安全管理措置」という。）を行うものとする。

(作成、複製又は加工)

第4 受注者が、機密データを作成、複製又は加工（以下「作成等」という。）しようとする場合には、本件工事の実施のために必要な範囲において行うものとし、作成等の途上で生成される情報についても、第3と同等の安全管理措置を講じなければならない。また、作成等の途上で不要となった情報については、随時消去するものとする。

(機密データの保存等に係る届出)

第5 受注者はあらかじめ、工事の実施において取り扱う機密データの保存先等の情報（オンラインストレージ等のクラウドサービスを使用している場合に当たっては、利用契約先の情報等を含む。）を別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うものとする。

(機密データの持出等の禁止)

第6 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、機密データの社外への持出及び第5により届出を行っていないオンラインストレージ等のクラウドサービス上に保存する行為を行ってはならない。ただし、設計図書に定める現場における作業のため機密データを持ち出す場合は、あらかじめ発注者の承認を得たものとみなす。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 受注者は、機密データの工事实施の目的以外の目的による利用及び第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等及び同条第4号の2に規定する親会社等を含む。）への提供を行ってはならない。

(生成A Iの利用)

第8 受注者は、本契約に基づく工事实施のため、生成A I（文章、画像、プログラム等を生成できるA Iモデルをいう。以下同じ。）又は生成A Iを利用したサービス（以下「生成A I等」という。）において機密データを取り扱う場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、本工事に関して入力した内容が生成A I等の学習に利用されない生成A I等を使用すること。
- 2 生成A I等を利用して作成した納品成果物については、生成A I等を利用している旨を発注者に明示して納品すること。
- 3 利用する生成A I等に関する情報をあらかじめ別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うこと。

(教育の実施)

第9 受注者は、機密データを取り扱う従事者に対し、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を理解し、実践するために必要な情報セキュリティに係る教育及び訓練を実施するものとする。

(下請等に当たっての留意事項)

第10 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含む。以下「下請等」という。）る場合には、下請等の相手方にこの特記事項及び別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を遵守させなければならない。

(下請等に係る連帯責任)

第 11 受注者は、下請等の相手方の行為について、下請等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(機密データの返還等)

第 12 受注者は、本契約による工事を行うために利用又は作成した機密データについて、工事目的物の引渡し後（建設業法施行規則（以下、「規則」という。）第二十六条第五項に定める図書については、規則第二十八条第二項に定める保存期間経過後）直ちに、返還又は消去を行うものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。工事目的物の引渡し後、返還又は消去するまでの間における機密情報の取扱いについては、本特記事項を遵守するものとする。

(下請等の相手方からの回収等)

第 13 受注者が下請等の相手方に機密データを提供した場合において、受注者は、工事目的物の引渡し後直ちに下請等の相手方から機密データを回収し、又は下請等の相手方に消去させるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等)

第 14 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は下請等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他のセキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（下請等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る工事で行う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第 15 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は下請等の相手方に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 16 発注者は、本契約に係る工事に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（下請等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 17 発注者は、本契約に係る受注者の工事の実施に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第 18 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第 19 本特記事項の効力は本件工事に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第 12（機密データの返還等）、第 13（下請等の相手方からの回収等）、第 14（報告等。ただし、第 1 項の規定を除く。）及び第 18（損害賠償）の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第 20 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

1 趣旨

この受託者向け情報セキュリティ遵守事項は、情報セキュリティに関する特記事項（以下「特記事項」という。）に基づき、受注者が工事を行う際の細則及び具体的な手順を定めたものであり、受注者は特記事項と合わせて遵守する義務を負う。

2 機密データの管理・保管及び持出

(1) 管理・保管

受注者は、本契約に係る工事の実施に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

(2) 持出

受注者は、特記事項第6（機密データの持出等の禁止）に基づき、あらかじめ発注者の承認を得て機密データを社外へ持ち出す場合には、機密データを出力又は保存した機器又は媒体について盗難及び紛失が発生しないよう十分な対策を講じるとともに、機密データの暗号化又は電子ファイルを開くためのパスワードを設定するなど第三者への漏えい等を防ぐための安全管理措置を講じること。

3 クラウドサービスの利用

(1) 事前の届出

受注者は、オンラインストレージ等のクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）を利用して機密データを取り扱う場合には、特記事項第5（機密データの保存等に係る届出）に基づき事前に届出を行ったクラウドサービスを利用するものとする。また、利用するクラウドサービスを変更しようとする場合には、あらかじめ再度の届出を行うものとする。

(2) 提供事業者によるアクセス等

受注者がクラウドサービスにおいて機密データを取り扱う場合には、当該クラウドサービスの提供事業者による機密データのアクセス若しくは利用等が可能な契約又は利用規約とされているクラウドサービスを使用してはならない。ただし、発注者から承諾がある場合にはこの限りではない。

(3) 機密データの消去等

受注者は、工期中にクラウドサービスにおいて取り扱う機密データについて、不要となった時点で随時に機密データの消去を行うとともに、工事目的物の引渡し後はデータの消去又は暗号鍵を削除する等の対応により、保存した機密データが復元困難となる措置を講じること。

4 情報機器等の管理

(1) 情報機器

受注者は、機密データを取り扱う機器（ノートPC及びタブレット等の端末、サーバ等）をネットワークに接続して使用する場合には、セキュリティ対策ソフトの導入等により外部からの侵入及び漏えい等を防止するための必要な対策を講じるとともに、OS及びソフトウェアを最新の状態に更新するなど、セキュリティの脆弱性に関する対策を講じなければならない。

(2) ネットワーク接続

機密データを取り扱う機器又は情報システムを外部のネットワークと接続して利用する場合には、取り扱う機密情報の重要性に応じて、適正なセキュリティ対策を講じること。

5 パスワード管理

機密情報の保管・管理、電子ファイルの閲覧制限、情報システムの管理その他のセキュリティ対策のため、パスワードによる管理を行う場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 従事者個人に割り当てられたパスワードは当該従事者以外の者に漏れることがないように適切に管理すること。
- (2) パスワードが流出したおそれがある場合には、受注者におけるセキュリティ管理者に速やかに報告するとともに、パスワードを変更する対応を行うこと。

6 情報の送受信

受注者が、発注者又は発注者が送付先として指定した者を送り先として機密データを含む情報を送受信する場合には、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 電子メール
 - ア 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
 - イ 発注者が送付先として指定したメールアドレスが複数ある場合の送信については、送付先のメールアドレスを BCC に入れる又は個別送付が可能なソフトウェアを利用するなど、送付先のメールアドレスの漏えいを防ぐための適切な対策を講じること。
- (2) ファイル交換・転送サービス
ファイル交換・転送サービスによる送受信を行う場合は、発注者が指定したサービスとすること。
- (3) オンラインストレージ
オンラインストレージを利用して送受信を行う場合には、発注者が指定したオンラインストレージを利用すること。

7 従事者の教育

特記事項第 9（教育の実施）に基づき、受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 従事者の教育状況の管理
受注者において、本工事の従事者が適切な教育及び訓練を受けた者であるか確認すること。また、工期中であっても、教育状況が不十分と思われる事案が生じた場合は、追加の教育及び訓練を実施すること。
- (2) 教育状況の報告
受注者は、本契約の期間中に発注者が従事者の教育状況の確認を求めた場合には、教育及び訓練の内容、実施日時並びに受講状況等を報告すること。
- (3) 下請先等の従事者
下請先等の従事者の教育状況について発注者が確認を求めた場合には、(2)の報告に代えて、受注者が下請先等の教育状況を確認した方法及び内容について報告すること。

8 機密情報の漏えい・紛失の防止策の徹底

受注者は、機密情報の漏えい・紛失を防止するため、次の事項に留意するとともに、機密情報を取り扱う従事者に対し適切な指示及び監督を行うこと。

- (1) ノート PC 等のモバイル端末の社外利用
ノート PC 等のモバイル端末を社外で使用する場合には次の事項を遵守すること。
 - ア ノート PC 等のモバイル端末を第三者が使用することがないように、利用認証等の適切なセキュリティ対策を行うこと。
 - イ ノート PC 等のモバイル端末に直接機密データを保存する場合には、データ暗号化等による紛失・盗難時の対策をとること。
 - ウ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件工事と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、ノート PC 等のモバイル端末を利用しての業務を行わないこと。
 - エ 公衆 Wi-Fi 等の不特定多数の者が利用可能なネットワークに接続しないこと。
 - オ ノート PC 等のモバイル端末の紛失及び盗難に十分注意するとともに、短時間であっても部外者が立ち入る恐れのある共用スペースや車内に放置しないこと。
 - カ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へのノート PC 等のモバイル端末の持込みを行わないこと。
- (2) 書類の取扱いについて
機密データを印刷した書類については、次のとおり取り扱うこと。

- ア 機密データを書類として出力する場合には、情報の流出防止のため、必要最低限の範囲に限るものとし、不要となった時点でシュレッダー等による廃棄を行うこと。
 - イ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件工事と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、当該書類を用いた業務を行わないこと。
 - ウ 発注者の承諾がある場合を除き、第三者への閲覧、複写又は提供を行わないこと。
 - エ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へ当該書類の持込みを行わないこと。
- (3) その他の禁止事項
- ア 不特定多数の者が立ち入る場所で携帯電話等の通話手段を利用する場合には、機密情報が含まれる内容を話してはならない。
 - イ 部外者が聞き取る可能性がある場所（公共交通機関、エレベータ、食堂、飲食店、家庭内など）で本件工事に係る内容を話してはならない。
 - ウ 発注者の承諾がある場合を除き、ソーシャルメディアにおいて本工事に係る内容及び本工事を推察できる内容の発信を行ってはならない。

9 セキュリティ事案発生時の連絡・対応

受注者は、本工事に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合の連絡・管理体制をあらかじめ定めるとともに、情報セキュリティインシデントの発生又は発生したおそれがある場合には次の対応を行わなければならない。

- (1) 一報
受注者は、発注者が指定した連絡窓口へ、最初に事案を認識した時点から 60 分以内に一報の連絡をすること。
- (2) 続報
一報後、発注者が求める事項について、速やかに続報の連絡を行うこと。
- (3) 受注者による公表
情報セキュリティインシデント事案の発生について受注者が公表する場合には、事前に発注者に対して公表を行う旨の連絡をするものとする。ただし、損害の発生が生じる可能性があり急を要するなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

機密データの保存等に関する届出書

令和 年 月 日

(住所)
(商号又は名称)
(代表者職氏名)

令和 年 月 日付け「 工事請負契約」に係る工事の実施において取り扱う機密データの保存等について次のとおり届け出ます。

<p>1 機密データの保存に使用する媒体等の名称</p> <p>例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク、自社サーバ、レンタルサーバ、クラウドストレージ（複数該当する場合は、複数記載）</p>	
<p>2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等</p> <p>例 米国、システム管理に関するログ情報を保管</p>	<p><input type="checkbox"/> 日本国内のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 日本国外（全部又は一部） (国名)</p> <p>(日本国外に保存する機密データの概要)</p>
<p>3 オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用の有無</p> <p>※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 (利用契約先の情報)</p> <p>ア サービス名称</p> <p>イ 利用契約先の名称</p> <p>ウ 機密データの物理的保存先に係る情報等</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>
<p>4 利用するオンラインストレージ等のクラウドサービスの第三者認証の情報</p> <p>※ 3が「有」の場合のみ記載してください。</p> <p>※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 (第三者認証の名称：)</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>

<p>5 生成A Iの利用の有無</p> <p>※ 本工事の機密データの取扱いについて、生成A I又は生成A Iを利用したサービスでの利用の有無を回答してください。また、有とした場合にはアからウについて記載してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有</p> <p>ア 利用サービス名</p> <p>イ サービス提供事業者</p> <p>ウ 生成A Iを利用する業務及び作業の具体的な内容</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>
<p>6 下請等の有無</p> <p>※ 本契約に係る工事に関して機密データの取扱いを第三者に委任し、又は請け負わせる予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含みます。）。</p> <p>※ 施工体制台帳に記載する下請先等の名称・内容は記載不要です。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有</p> <p>（下請先等の名称）</p> <p>（下請先等に委任し、又は請け負わせる具体的な内容）</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

【注記事項】

- 1 機密データの保存等の状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 下請先等がある場合には、当該下請先等もこの届出書を提出する必要があります。